

報酬が著しく 変動したときは？

標準報酬月額 「随時改定」を行います！

昇給や扶養手当等の変更により固定的給与が変動したとき、要件を満たすと掛金・負担金の標準となる標準報酬月額の「随時改定」を行います。なお、この随時改定については、組合員の皆さんからの申請は必要ありません。

● 随時改定が行われる条件

次の2つの条件をすべて満たした場合、随時改定が行われます。

① 昇給・降給等により固定的給与に変動が生じたとき。

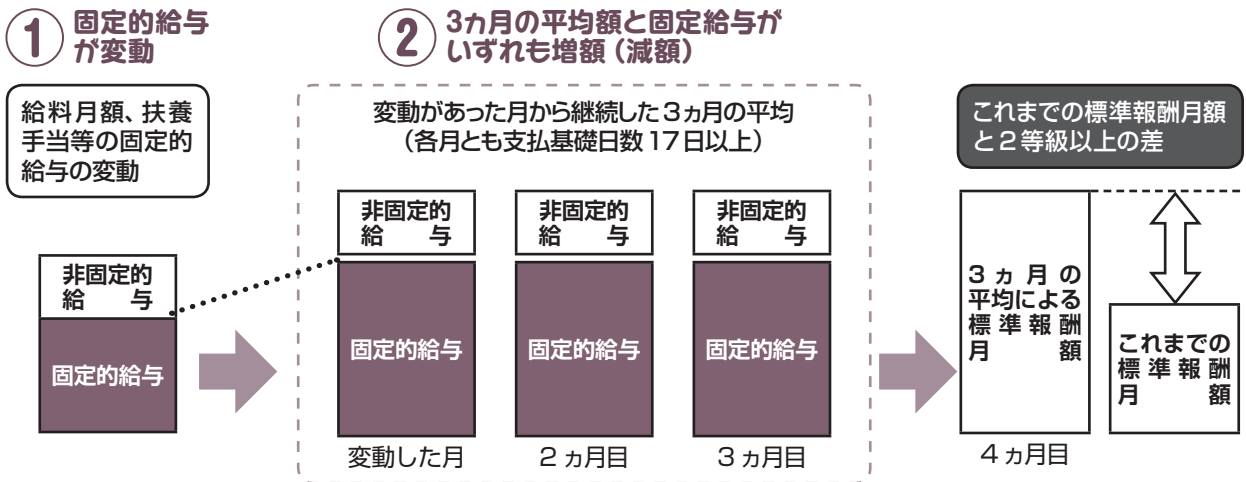
固定的給与	業務実績に直接関係なく、月等の単位で継続して一定額が支給される報酬。 給料月額、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当など
非固定的給与	勤務の実績に応じて変動する報酬。 時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当など

② 固定的給与に変動が生じた月から継続した3ヵ月の報酬平均額を基に算定した標準報酬月額が原則2等級以上異なるとき。

<①に変動がない一例> 時間外手当等(非固定的給与)が大幅に上がり、報酬平均額が2等級以上の差で上がった場合でも、固定的給与に変動がない場合、随時改定の対象にはなりません。

● 随時改定の概要

定時決定等による標準報酬月額が適用されている間に上記の条件をすべて満たした場合は、下図のとおり変動した月から4ヵ月目に標準報酬月額が改定され、原則、次の定時決定又は随時改定が行われるまで、改定後の標準報酬月額が適用されます。下図の①から③のすべてを満たした場合、随時改定が行われます。



● 随時改定の主な注意点

- ➔ 休職等の一時的な勤務状態によって固定的給与の変動があった場合は、随時改定の対象にはなりません。
- ➔ 3ヵ月のうち、1月でも報酬の支払基礎日数が17日未満の月がある場合、随時改定の対象にはなりません。
- ➔ 下図のように **2等級以上の差は、固定的給与と報酬平均額のいずれも増額したか、いずれも減額した場合に限られます。**

報酬	固定的給与	↗	↗	↘	↘	↗	↘
	非固定的給与	↗	↘	↘	↗	↘	↗
報酬平均額		↗	↗	↘	↘	↘	↗
随時改定の有無		有	有	有	有	無	無

すこやか1月号掲載記事に誤りがありました

平成29年1月13日に発刊いたしました、共済ニュースNo.248「すこやか1月号」の記事において以下の正誤表のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

ページ	誤	正
16頁	「養育特例の申出はお済みですか？」 中段<養育特例の適用となる主なケース>欄の③内	(子がH24.10.1生～ H27.10.31生の場合)
		(子がH24.11.1生～ H27.10.31生の場合)